

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成13年3月8日

東京学芸大学長
岡 本 靖 正

平成13年規程第11号

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程の一部を改正する
規程

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程（平成12年規程第6号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 この規程施行後、最初に委嘱される協議会の協議員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成13年3月8日から施行する。

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。	〔省略〕 附 則 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。 2 <u>この規程施行後、最初に委嘱される協議会の協議員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。</u> 附 則 <u>この規程は、平成13年3月8日から施行する。</u>